

低所得世帯支援給付金

住民税均等割のみ課税世帯支給分（10万円/1世帯）のご案内

- 低所得世帯支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

今治市が申請書(請求書)を受理した日から約1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

基準日（令和5年12月1日）時点で今治市に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯以外の世帯で、住民税所得割が課せられていない方のみで構成される世帯の世帯主が対象です。

令和5年度
「**住民税均等割のみ課税**」
の世帯

「**住民税が未申告の方**」または
「**令和5年1月2日以降に今治市
に転入された方**」を含む世帯

申請書（請求書）が
届きます **【要返送】**

返送期限
令和6年5月31日(金)(必着)

申請書の発送は、
2月初旬から順次行います。

申請が必要です



申請期限
令和6年5月31日(金)(必着)
【申請書配布先】

- ・ 低所得世帯支援給付金窓口（裏面参照）
- ・ 今治市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは裏面をご確認ください

給付金の支給手続き

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から今治市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、今治市から申請書（請求書）が届きます。
- 支給要件等を確認のうえ、必要事項を記入して、

下記提出先に返送してください。



世帯の中に、令和5年度住民税が未申告の方がいる場合

- 令和5年度住民税の申告を行い、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記提出先に、郵送または直接ご提出ください。



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 申請書に必要事項を記入して、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する課税証明書（令和5年12月1日以降に発行されたもの）を添付書類と一緒に下記提出先に郵送または直接ご提出ください。



配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方へ

現在お住いの住所に住民票を移すことができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、給付金コールセンターまでお問い合わせください。

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

低所得世帯支援給付金コールセンター

TEL 0898-36-1546

受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日除く)

提出先

低所得世帯支援給付金窓口

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1
今治市民会館1F

または **各支所住民サービス課**

受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日除く)

※この手続きは、公民館及びその他出先機関では受付していませんのでご注意ください。